

N o 3 - 2 医師留学支援事業費補助金【初期臨床研修医及び専攻医特別枠】交付要綱 新旧対照表（様式除く）

新	旧
<p>令和<u>3</u>年度医師留学支援事業費補助金【初期臨床研修医及び専攻医特別枠】 交付要綱（案）</p> <p>第1～2条 （略）</p> <p>（補助申請者の要件）</p> <p>第3条 この要綱に基づき補助申請を行える者は、次の要件にすべて該当する者とする。</p> <p>（1）高知県内の医療機関に在籍する令和<u>3</u>年4月1日の時点で卒後1年目～5年目の者</p> <p>（2）～（4） （略）</p> <p>第4条 （略）</p> <p>（補助申請）</p> <p>第5条 補助申請をしようとする者は、補助申請書（第1号様式）に関係書類を添えて、機構の理事長（以下「理事長」という。）が別に定める日までに、理事長に提出しなければならない。なお、これ以降に申請する者は、留学開始の2か月前までに提出しなければならない。</p> <p>2 補助対象期間は令和<u>3</u>年4月1日からとし、これ以降に申請する場合には申請日からとする。</p> <p>第6条～12条 （略）</p> <p>附則</p> <p>1 この要綱は、令和<u>3</u>年<u>  </u>月<u>  </u>日から施行する。</p> <p>2 令和<u>3</u>年度補助額は、令和<u>3</u>年9月を目途に決定する。  <b>決定</b>までに請求できる概算払額は、補助額(予定)の2分の1を上限とする。</p> <p>（別表） （略）</p>	<p>令和<u>2</u>年度医師留学支援事業費補助金【初期臨床研修医及び専攻医特別枠】 交付要綱</p> <p>第1～2条 （略）</p> <p>（補助申請者の要件）</p> <p>第3条 この要綱に基づき補助申請を行える者は、次の要件にすべて該当する者とする。</p> <p>（1）高知県内の医療機関に在籍する令和<u>2</u>年4月1日の時点で卒後1年目～5年目の者</p> <p>（2）～（4） （略）</p> <p>第4条 （略）</p> <p>（補助申請）</p> <p>第5条 補助申請をしようとする者は、補助申請書（第1号様式）に関係書類を添えて、機構の理事長（以下「理事長」という。）が別に定める日までに、理事長に提出しなければならない。なお、これ以降に申請する者は、留学開始の2か月前までに提出しなければならない。</p> <p>2 補助対象期間は令和<u>2</u>年4月1日からとし、これ以降に申請する場合には申請日からとする。</p> <p>第6条～12条 （略）</p> <p>附則</p> <p>1 この要綱は、令和<u>2</u>年4月1日から施行する。</p> <p>2 令和<u>2</u>年度補助額は、令和<u>2</u>年9月を目途に決定する。  <u>9</u>月までに請求できる概算払額は、補助額(予定)の2分の1を上限とする。</p> <p>（別表） （略）</p>